

国自安第 163 号
国自旅第 243 号
国自整第 182 号
平成 25 年 10 月 1 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

高速乗合バスの管理の受委託の許可後の軽微な変更等について

先般、「「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱について」（平成 24 年 11 月 30 日付け国自安第 102 号、国自旅第 322 号、国自整第 147 号）を通達したところであるが、当該通達「10. 申請手続等（1）」の規定の取扱方を下記及び別紙のとおり定めたので遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

なお、用語の定義及び手続については、「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成 24 年 7 月 31 日付け国自安第 55 号、国自旅第 236 号、国自整第 78 号）及び「「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱について」による。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 趣 旨

「「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱について」において、「既に許可を受けている管理の受委託について、その内容を変更しようとする場合には、原則、あらかじめ許可を受けることが必要であるが、当該許可した範囲内と認められる一定の軽微な変更については、当該許可に付された期限を変更せずに行うときに限っては、許可を受けることなく、当該変更しようとする事項について、あらかじめ届出を行うことでよいこととする」旨、規定したところである。

このため、今般、当該許可した範囲内と認められる一定の軽微な変更事項を示すとともに、軽微な変更事項については、当該変更内容を実施する 14 日前までに変更届出を行うことで足りる旨、明確化するものである。

2. 軽微な変更事項

(1) 「乗合バス委託型管理の受委託」における軽微な変更事項については、次に掲げる場合とする。

○管理の受委託契約書に定められた受委託する運行系統に関する変更事項のうち、以下の場合

- ・ 運行系統を追加する場合（迂回系統の追加に限る。）
- ・ 運行系統を削減する場合
- ・ すでに受委託している運行系統長の概ね 1 割未満の区間の運行経路に変更が生じる場合（2 回以上の変更による累積で概ね 1 割以上の区間の運行経路が変更となる場合を除く。）

○管理の受委託契約書に定められた事業施設に関する事項のうち、以下の場合

- ・ 受託営業所の名称及び位置に変更が生じる場合
- ・ 受委託に係る自動車車庫の位置及び収容能力に変更が生じる場合
- ・ 受委託運行に従事する乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の位置及び規模・設備に変更が生じる場合

○管理の受委託契約書に定められた輸送の安全確保措置に関する事項のうち、以下の場合

- ・ 委託者及び受託者の運行管理規程に変更が生じる場合
- ・ 委託者及び受託者の整備管理規程に変更が生じる場合

○管理の受委託契約書に定められたその他の変更事項のうち、以下の場合

- ・ 委託料の算出方法、基準及び支払方法・支払期限等に変更が生じる場合
- ・ 委託者及び受託者の緊急連絡体制及び協力体制に変更が生じる場合
- ・ 委託者及び受託者の苦情処理体制に変更が生じる場合

(2) 「貸切バス委託型管理の受委託」における軽微な変更事項については、次に掲げる場合とする。

○管理の受委託契約書に定められた受委託する運行系統に関する変更事項のうち、以下の場合

- ・ 運行系統を追加する場合（迂回系統の追加に限る。）
- ・ 運行系統を削減する場合
- ・ すでに受委託している運行系統長の概ね 1 割未満の区間の運行経路に変更が生じる場合（2 回以上の変更による累積で概ね 1 割以上の区間の運行経路が変更となる場合を除く。）

○管理の受委託契約書に定められた事業施設に関する事項のうち、以下の場合

- ・ 指導営業所及び受託営業所の名称及び位置に変更が生じる場合
- ・ 指定自動車の委託者への報告内容に変更が生じる場合
- ・ 受委託に係る自動車車庫の位置及び収容能力に変更が生じる場合
- ・ 受委託運行に従事する乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の位置及び規模・設備に変更が生じる場合
- ・ 指定運転者の委託者への報告内容に変更が生じる場合

○管理の受委託契約書に定められた輸送の安全確保措置に関する変更事項のうち、以下の場合

- ・ 委託者及び受託者の運行管理規程に変更が生じる場合

- ・ 指導営業所において選任する指導運行管理者に変更が生じる場合
 - ・ 委託者及び受託者の整備管理規程に変更が生じる場合
 - ・ 指導営業所において選任する指導整備管理者に変更が生じる場合
 - ・ 安全運行協議会の設置概要書の内容に変更が生じる場合
 - ・ 指導営業所及び受託営業所の代表者又は乗務員のいずれもと兼務しない運行管理者に変更が生じる場合
 - ・ 委託者と受託者の運行管理者間及び受託者の運行管理者と乗務員間で直ちに連絡が取れる体制に変更が生じる場合
- 管理の受委託契約書に定められたその他の変更事項のうち、以下の場合
- ・ 委託料の算出方法、基準及び支払方法・支払期限等に変更が生じる場合
 - ・ 委託者及び受託者の緊急連絡体制及び協力体制に変更が生じる場合
 - ・ 委託者及び受託者の苦情処理体制に変更が生じる場合

3. 留意事項

- (1) 2. に係る変更届出にあたっては、委託者及び受託者の連名の軽微な変更届出書（別紙3－1又は別紙3－2参照）及び変更が生じる事項に係る必要書類等を、当該事案を主として管轄する運輸監理部又は運輸支局（沖縄総合事務局にあっては陸運事務所。以下同じ）に提出するよう求めることとする。

なお、変更が生じる事項が適切でない場合には、変更届出を受理する前に、その内容を是正するよう指導することとする。

- (2) 次に掲げる場合については、改めて許可を要することとする。なお、許可をした場合における許可期限については、変更前の許可に係る許可期限と同様のものを付することとする。

○管理の受委託契約書に定められた受委託する運行系統に関する変更事項のうち、以下の場合

- ・ 運行系統を追加する場合（迂回系統の追加を除く。）
- ・ すでに受委託している運行系統長の概ね1割以上の区間の運行経路に変更が生じる場合（2回以上の変更による累積で概ね1割以上の区間の運行経路が変更となる場合を含む。）

○管理の受委託契約書に係る基本的な内容に変更が生じる場合

- (3) 3. (2) の許可申請にあたっては、委託者及び受託者の連名の変更許可申請書（別紙4－1又は別紙4－2参照）により、

- ①管理の受委託契約書等の契約書類一式
- ②委託の範囲拡大の要件に該当する旨の宣誓書（該当する場合に限る。）
- ③委託者及び受託者双方の労使間における確認書
- ④委託者・受託者の要件に該当する旨であることの宣誓書

と併せて、変更が生じる事項に係る必要書類等を、当該事案を主として管轄する運輸監理部又は運輸支局に提出するよう求めることとする。

また、その他変更が生じない事項については、その他変更事項がない旨の宣誓書（別紙5参照）の提出を求めることとする。

- (4) 変更届出書及び許可申請書の提出があった場合、運輸監理部又は運輸支局は、許可申請書類又は変更届出書類に不備等がないことを確認の上受理するものとし、当該変更前の許可事案に係る処分権者が国土交通大臣である場合については、速やかに地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）を経由して、本省自動車局旅客課あて進達するものとする。
- (5) 変更が生じる事項について、管理の受委託以外の事業計画の変更手続き等が必要な場合については、その手続き等が完了した上で、本取扱要領に基づく手続きを行うよう、各事業者を指導することとする。ただし、管理の受委託以外の事業計画の変更手続き等の完了が、本取扱要領に基づく手続きの完了と同時期であることを要する場合はこの限りではない。
- （例：受委託に係る自動車車庫の位置及び収容能力の変更に伴う事業計画の変更認可、受委託する運行系統の追加に伴う運行計画の変更届出受理、指定自動車の追加に伴う移動円滑化基準適用除外認定等）
- (6) 本取扱要領に規定されていない変更の取扱いについては、変更届出又は許可申請を要しないが、疑義が生じた場合には、その都度、本省自動車局旅客課へ連絡されたい。

附 則

本取扱要領は、平成25年10月1日から適用するものとする。

【乗合バス委託型管理の受委託の場合】

許可の内容(事項)	変更が生じる場合に 必要な手続き		その他 (※)
	事前届出 (14日前まで)	許可申請	
I. 受委託する運行系統に関する事項			
①運行系統の追加(迂回系統の追加を除く。)		○	
②すでに受委託している運行系統長の概ね1割以上の区間の運行経路が変更となるもの(2回以上の変更による累積で概ね1割以上の区間の運行経路が変更となる場合を含む。)		○	
③運行系統の追加(迂回系統の追加に限る。)	○		
④運行系統の削減	○		
⑤すでに受委託している運行系統長の概ね1割未満の区間の運行経路が変更となるもの(2回以上の変更による累積で概ね1割以上の区間の運行経路が変更となる場合を除く。)	○		
II. 事業施設に関する事項			
①受託営業所の名称及び位置	○		
②受委託に係る自動車車庫の位置及び収容能力	○		
③受委託運行に従事する乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の位置及び規模・設備	○		
III. 輸送の安全確保措置に関する事項			
①委託者及び受託者の運行管理規程	○		
②受託営業所において選任する運行管理者			○
③委託者及び受託者の整備管理規程	○		
④受託営業所において選任する整備管理者			○
⑤委託者及び受託者の安全管理規程			○
IV. その他の事項			
①管理の受委託契約書の内容		○	
②委託料の算出方法、基準及び支払方法・支払期限等	○		
③委託者及び受託者の緊急連絡体制及び協力体制	○		
④委託者及び受託者の苦情処理体制	○		

(※)別の法令規定により変更手続きが担保されているもの。

【貸切バス委託型管理の受委託の場合】

許可の内容(事項)	変更が生じる場合に 必要な手続き		その他 (※)
	事前届出 (14日前まで)	許可申請	
I. 受委託する運行系統に関する事項			
①運行系統の追加(迂回系統の追加を除く。)		○	
②すでに受委託している運行系統長の概ね1割以上の区間の運行経路が変更となるもの(2回以上の変更による累積で概ね1割以上の区間の運行経路が変更となる場合を含む。)		○	
③運行系統の追加(迂回系統の追加に限る。)	○		
④運行系統の削減	○		
⑤すでに受委託している運行系統長の概ね1割未満の区間の運行経路が変更となるもの(2回以上の変更による累積で概ね1割以上の区間の運行経路が変更となる場合を除く。)	○		
II. 事業施設に関する事項			
①指導営業所及び受託営業所の名称及び位置	○		
②指定自動車の委託者への報告内容	○		
③受委託に係る自動車車庫の位置及び収容能力	○		
④受委託運行に従事する乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の位置及び規模・設備	○		
⑤指定運転者の委託者への報告内容	○		
III. 輸送の安全確保措置に関する事項			
①委託者及び受託者の運行管理規程	○		
②指導営業所において選任する指導運行管理者	○		
③受託営業所において選任する運行管理者			○
④委託者及び受託者の整備管理規程	○		
⑤指導営業所において選任する指導整備管理者	○		
⑥受託営業所において選任する整備管理者			○
⑦委託者の安全管理規程			○
⑧安全運行協議会の設置概要書の内容	○		
⑨指導営業所及び受託営業所の代表者又は乗務員のいずれもと兼務しない運行管理者	○		
⑩委託者と受託者の運行管理者間及び受託者の運行管理者と乗務員間で直ちに連絡がとれる体制	○		
IV. その他の事項			
①管理の受委託契約書の内容		○	
②委託料の算出方法、基準及び支払方法・支払期限等	○		
③委託者及び受託者の緊急連絡体制及び協力体制	○		
④委託者及び受託者の苦情処理体制	○		

(※)別の法令規定により変更手続きが担保されているもの。

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○○ ○○ 殿

委託者 ○○○○○○ 1 - 1 - 1
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

受託者 ○○○○○○ 2 - 2 - 2
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

一般乗合旅客自動車運送事業の乗合バス委託型管理の受委託許可に係る軽微な変更届出書

平成○年○月○日付国自安第○号、国自旅第○号、国自整第○号にて許可の一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託について、今般、《すでに受委託している運行系統長の概ね 1 割未満の区間の運行経路の変更》をしたく下記により届出いたします。

記

1. 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

委託者 ○○○○○○ 1 - 1 - 1
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

受託者 ○○○○○○ 2 - 2 - 2
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

2. 事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業

3. 管理の委託及び受託をしようとする事業の種別及び路線

(1) 事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業

(2) 路線

別添 業務委託する路線に関する確認書のとおり

4. 管理の方法

変更なしにつき省略

5. 管理の委託及び受託をしようとする期間

変更なしにつき省略

6. 管理の委託及び受託を必要とする理由

.....

7. 実施予定日

平成○年○月○日

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○○ ○○ 殿

委託者 ○○○○○○ 1 - 1 - 1
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

受託者 ○○○○○○ 2 - 2 - 2
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

一般乗合旅客自動車運送事業の貸切バス委託型管理の受委託許可に係る軽微な変更届出書

平成○年○月○日付国自安第○号、国自旅第○号、国自整第○号にて許可の一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託について、今般、《すでに受委託している運行系統長の概ね 1 割未満の区間の運行経路の変更》をしたく下記により届出いたします。

記

1. 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

委託者 ○○○○○○ 1 - 1 - 1
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

受託者 ○○○○○○ 2 - 2 - 2
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

2. 事業の種別

委託者 一般乗合旅客自動車運送事業
受託者 一般貸切旅客自動車運送事業

3. 管理の委託及び受託をしようとする事業の種別及び路線

- (1) 事業の種別
 一般乗合旅客自動車運送事業
(2) 路線
 別添 業務委託する路線に関する確認書のとおり

4. 管理の方法

変更なしにつき省略

5. 管理の委託及び受託をしようとする期間

変更なしにつき省略

6. 管理の委託及び受託を必要とする理由

.....

7. 実施予定日

平成○年○月○日

(乗合バス委託型管理の受委託変更許可申請書)

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○○ ○○ 殿

委託者 ○○○○○○ 1-1-1
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

受託者 ○○○○○○ 2-2-2
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

一般乗合旅客自動車運送事業の乗合バス委託型管理の受委託許可に係る変更許可申請書

平成○年○月○日付国自安第○号、国自旅第○号、国自整第○号にて許可の一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託について、今般、《すでに受委託している運行系統長の概ね 1 割以上の区間の運行経路の変更》をしたく下記により申請いたします。

記

1. 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

委託者 ○○○○○○ 1-1-1
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

受託者 ○○○○○○ 2-2-2
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

2. 事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業

3. 管理の委託及び受託をしようとする事業の種別及び路線

(1) 事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業

(2) 路線

別添 業務委託する路線に関する確認書のとおり

4. 管理の方法

別添 管理の委託受託契約書のとおり（変更なし）

5. 管理の委託及び受託をしようとする期間

変更なしにつき省略

6. 管理の委託及び受託を必要とする理由

.....

(貸切バス委託型管理の受委託変更許可申請書)

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○○ ○○ 殿

委託者 ○○○○○○ 1-1-1
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

受託者 ○○○○○○ 2-2-2
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

一般乗合旅客自動車運送事業の貸切バス委託型管理の受委託許可に係る変更許可申請書

平成○年○月○日付国自安第○号、国自旅第○号、国自整第○号にて許可の一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託について、今般、《すでに受委託している運行系統長の概ね 1 割以上の区間の運行経路の変更》をしたく下記により申請いたします。

記

1. 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

委託者 ○○○○○○ 1-1-1
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

受託者 ○○○○○○ 2-2-2
 ○○○○バス株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

2. 事業の種別

委託者 一般乗合旅客自動車運送事業
受託者 一般貸切旅客自動車運送事業

3. 管理の委託及び受託をしようとする事業の種別及び路線

- (1) 事業の種別
 一般乗合旅客自動車運送事業
- (2) 路線
 別添 業務委託する路線に関する確認書のとおり

4. 管理の方法

別添 管理の委託受託契約書のとおり（変更なし）

5. 管理の委託及び受託をしようとする期間

変更なしにつき省略

6. 管理の委託及び受託を必要とする理由

.....

(その他変更事項がない旨の宣誓書)

国土交通大臣殿

宣 誓 書

記

本申請において、《すでに受委託している運行系統長の概ね 1 割以上の区間の運行経路の変更》を除くその他事項については変更ありません。

上記に相違ないことを宣誓いたします。

許可後において、この宣誓が事実と相違した場合は、いかなる処分を受け
ても異議申立はいたしません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所

委託者名

委託者の代表者名